

# 赤穂市民病院自動販売機運営事業者募集要項

令和8年5月

赤穂市民病院総務課

## 1 募集の趣旨

赤穂市民病院（以下「当院」という。）が行う自動販売機運営事業者（以下「設置者という」）の募集に応募される方は、本要項を熟読いただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

## 2 応募資格

本件募集に応募する者は、事業内容を十分に理解の上、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日以後から契約締結の日までの間に、赤穂市指名停止基準（平成19年赤穂市訓令甲第60号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 本要項記載事項及び法令を遵守し、飲料等自動販売機及び飲料等容器の回収容器等を設置し、設置期間中継続して運営する事業（以下「自動販売機運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (7) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、日本国内における自動販売機運営実績を有すること。

## 3 自動販売機設置の設置条件

### (1) 設置の許可

地方自治法第238条の4第2項第4号に基づき、当院が設置者に対して行政財産の目的外使用許可を行う。許可期間は令和8年8月1日から令和9年3月31日とする。

ただし、赤穂市及び当院における何らかの事情により、運営期間が許可期間に満たなくなる場合については、双方協議の上、対応を決定することとする。

また、許可に伴う使用料として、使用面積に応じて下記のとおり使用料を徴収する。

場 所	年間使用料[円/㎡]	備 考
赤穂市民病院（本館）	14,000	4台（2F、4F、6F、7F）
赤穂市民病院（新館）	50,000	1台（4F）
医師宿舎	19,000	1台（1F）

### (2) 設置場所

#### ア 赤穂市民病院

- ① 所在地 赤穂市中広1090番地

② 設置場所 2階・4階EVホール、6階～7階デイルーム、新館4階健診センター  
(別紙平面図参照)

③ 設置台数 5台

イ 医師宿舎

① 所在地 赤穂市加里屋3289-1

② 設置場所 1階EVホール(屋外)(別紙平面図参照)

③ 設置台数 1台

(3) 設置許可の期間

**設置許可の期間は令和8年8月1日から令和9年3月31日(8ヶ月)とします。**

当院は令和9年4月より指定管理者制度を導入する予定であり、設置許可期間の更新・延長等を行いません。

(4) 設置条件

ア 設置場所及び面積

自動販売機の設置場所、既設自動販売機の寸法については下記のとおりとし、下記寸法に収まらない場合については、設置場所等の現地確認により、搬入、据付の可否等を確認すること。

	設置場所	台数 [台]	既設自動販売機寸法 [mm]	備考
赤穂市民病院	2階EVホール	1台	W1180×D830×H1830	現状:食品併売
	4階EVホール	1台	W1030×D800×H1830	
	6階デイルーム	1台	W1030×D800×H1830	
	7階デイルーム	1台	W1030×D800×H1830	
	新館4階健診センター	1台	W1180×D830×H1830	現状:食品併売
医師宿舎	1階EVホール	1台	W1150×D550×H1830	屋外設置

※上記における「既設自動販売機寸法」については、自動販売機本体の寸法であり、金属製の足及び転倒防止板の寸法を含まない。

イ 手数料

設置者は、自動販売機の毎月の売上の合計額に、納付金率を乗じた販売手数料を当院が指定する方法により納付すること。

ウ 費用負担

下記に係る費用については、設置者の負担とする。

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する費用
- ② 自動販売機の維持管理(機器の保守、商品の補充等)に要する費用
- ③ 容器の回収及び処分に要する費用

エ 電源確保

自動販売機に要する電源について、「ア 設置場所及び面積」に定める設置場所に設けられたコンセント(AC100V)の使用を許可することとし、電気使用料については「イ 手数料」に定める販売手数料に含むものとします。

## オ 設置の制限

自動販売機の設置許可にあたっては下記を遵守すること。

- ① 使用許可の条件を遵守し、企業用財産使用料及び販売手数料を確実に納付すること。
- ② 許可物件を自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- ④ 自動販売機運営事業の全てを第三者に委託してはならないこと。
- ⑤ 販売品目について、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又は類似品を販売しないこと。

## カ 自動販売機の仕様等

- ① デザインは障がい者等の利用のしやすさに配慮したユニバーサルデザインを積極的に採用するよう努めること。
- ② 新硬貨及び新紙幣に対応できること。
- ③ 自動販売機で取り扱う飲料については、缶、ペットボトル、瓶等の密閉容器に入った飲料とする。（カップ抽出式の飲料は不可）

## キ 維持管理責任

設置する自動販売機については次の事項を遵守すること。

- ① 自動販売機の維持管理は設置者が行い、商品の賞味期限に特に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 空容器の回収は、設置者の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理すること。

なお、当院では容器回収・処分については一切行わず、容器回収箱の設置、回収及び処分等の維持管理については設置者の責任において実施すること。

- ③ 自動販売機の設置にあたっては転倒防止等、安全に配慮すること。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において解決を図ること。
- ⑤ 苦情、トラブル等の連絡先を自動販売機のわかりやすい場所に大きく明示すること。
- ⑥ 設置者は自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ当院に協議し、承諾をうけること。
- ⑦ 当院は、当院の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置者は自動販売機が故障、既存、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は設置者が負担すること。
- ⑧ 自動販売機を設置することにより、第三者に事故が生じた場合において、その事故が当院の責めに帰さない事由である場合には、設置者が当該損害について補償すること。
- ⑨ 毎月の売上本数及び売上高について、ひと月ごとに当院に書面で報告すること。
- ⑩ 当院の管理上の必要により、院内に設置している自動販売機の全部又は一部の供用を一時的に中止した場合、当該期間における自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

## ク 現状復旧

設置者は、許可期間の満了若しくは許可の取り消し等により自動販売機を撤去するときは、設置者の責任のもとに原状回復を行い、当院の確認を受けることとする。

#### ケ 当院の状況

- ① 施設規模 R C造 地上7階・塔屋1階
- ② 稼働病床数 248床
- ③ 職員数 約500人（委託業者除く）
- ④ 延入院患者数 1日平均 178.9人（令和7年度実績）
- ⑤ 販売予定量 月平均約2,300本（全館合計 令和7年度実績）

カ 近隣施設 品川リフラ赤穂市民総合体育館

コ その他

本募集要項に定めのない事項については、協議のうえ決定することとする。

#### 4 応募手続き

##### (1) 応募受付期間

令和8年5月25日（月）～令和8年5月29日（金）

午前9時から午後5時まで

##### (2) 応募受付場所

赤穂市中広1090番地 赤穂市民病院（本館4階）総務課管理係

##### (3) 応募に必要な書類

ア 入札書（様式第1号・指定）

【1部】

① 当院に納入する販売手数料として、各月の売上に対する納付金率（整数）を記載すること。

② 納付金率は33%を下限とする。

② 入札書のみ個別に封筒へ封入し、封筒に入札書在中と朱記すること。

イ <法人>法人の登記簿謄本

【1部】

<団体・個人>団体代表者、若しくは個人の住民票写し

【1部】

ウ 納税に係る誓約書（様式第2号・指定）

【1部】

エ 「4 応募資格」の(7)に係る実績を証明する書類（自由様式）

【1部】

オ 特記事項

提出した応募書類等は、引換え、書換え、撤回等はできません。

##### (4) 応募の方法

応募受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所へ直接持参、若しくは郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は応募受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は参加希望者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

##### (5) 質問及び回答

ア 質問提出方法

質問は会社・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、電子メールに質問内容を明確に記載のうえ下記アドレスへ送信してください。

イ 質問受付期間

令和8年5月19日（火）から令和8年5月25日（金）まで  
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

ウ 提出先

赤穂市民病院総務課管理係 宛 Email：hp\_soumu@city.ako.lg.jp

エ 回答方法

令和8年5月25日（月）中に電子メールにて個別に回答します。

5 開札日

令和8年6月2日（火）

入札書に記載の納付金率が一番高い応募者を落札者に決定します。

開札結果は落札者にのみ電子メールにより通知します。

6 無効となる応募

応募者が次のいずれかに該当する場合は応募を無効とします。

- (1) 「4 応募手続き」に定める応募受付期間を過ぎて応募書類等が赤穂市民病院総務課管理係に到着したもの
- (2) 応募書類等に不備若しくは虚偽の記載があった場合
- (3) 「2 応募資格」に定める応募資格要件を満たしていない者が行った応募
- (4) 本件に関して不正な行為又は公平さを欠く行為等があったと当院が認める場合

7 募集の停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由により、本件募集を実施することができないと認められる場合は、本件募集を停止、中止又は取消すことがあります。

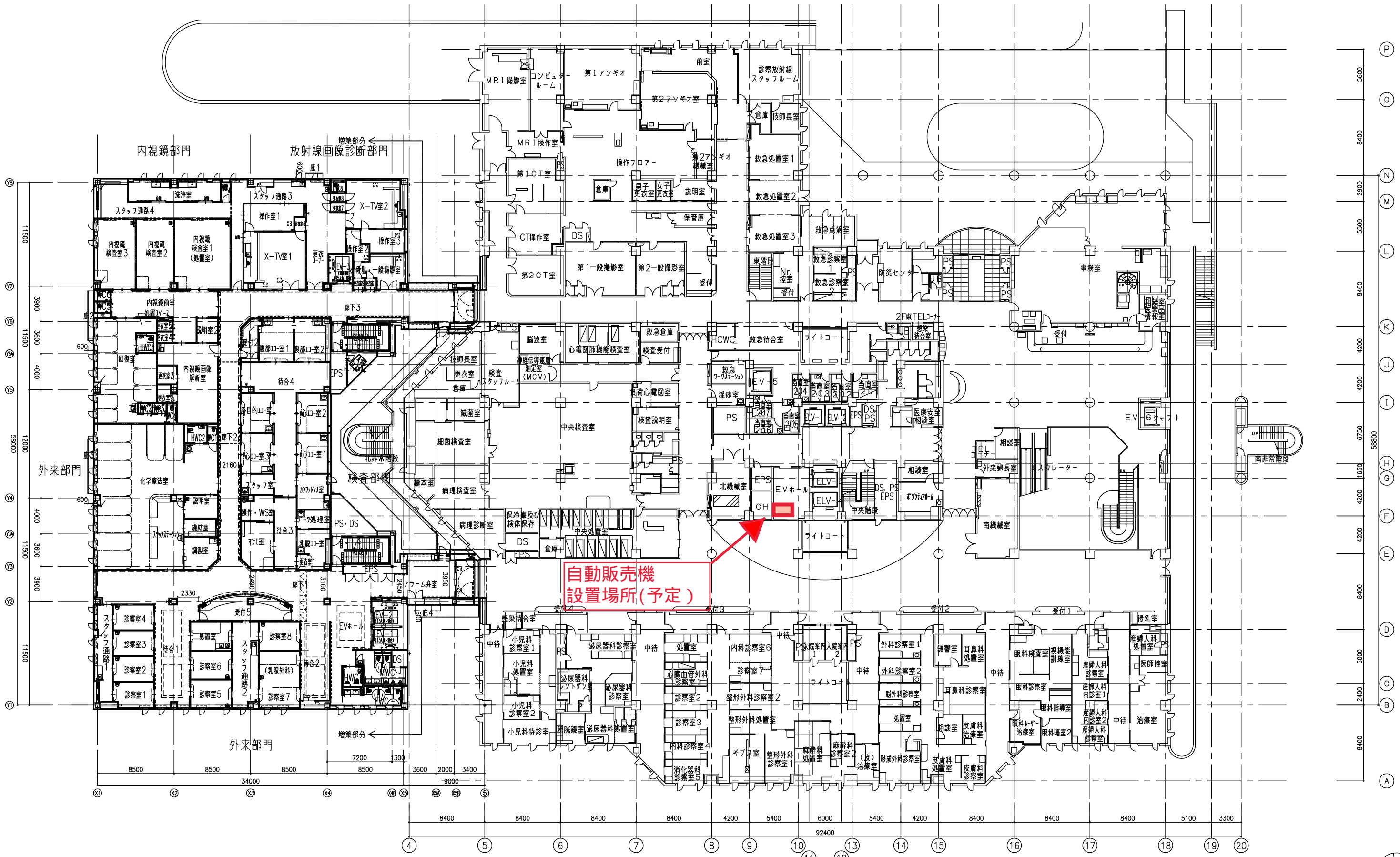
8 本件募集に係る問い合わせ及び各書類提出先

〒678-0232 兵庫県赤穂市中広1090番地

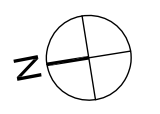
赤穂市民病院総務課管理係（担当：小河）

電話：（0791）43-6415

Email：hp\_soumu@city.ako.lg.jp



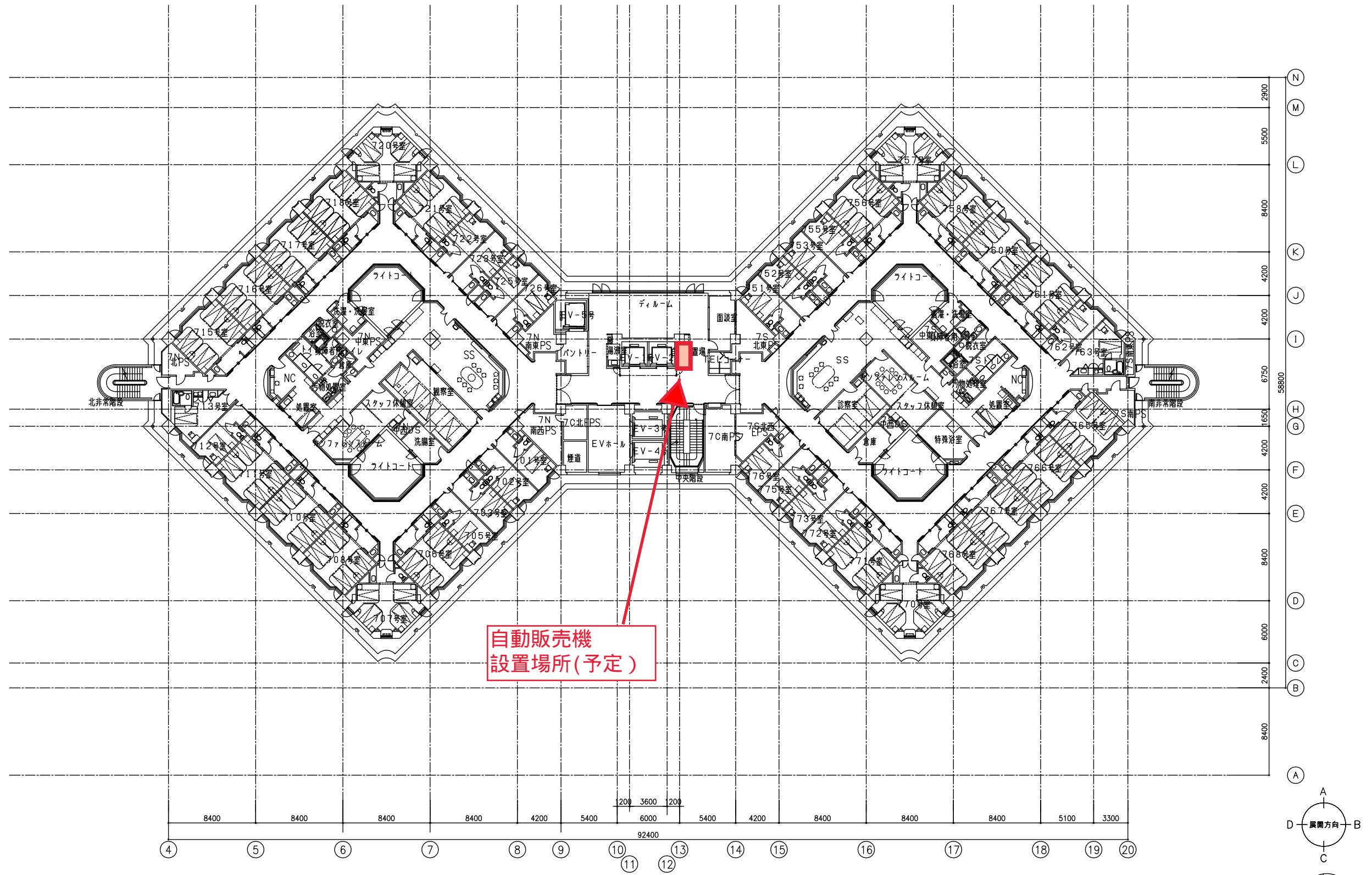
P  
O  
N  
M  
L  
K  
J  
I  
H  
G  
F  
E  
D  
C  
B  
A



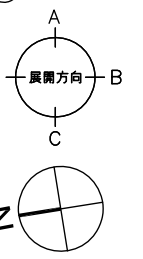
履歴 version.090527	製作日 ファイル名	業務名称 赤穂市民病院増築外工事	業務契約コード 106458-02	図面番号 A-改26
		図面名称 2階平面図(改修後)	縮尺 1:200 (A1) 1:400 (A3)	



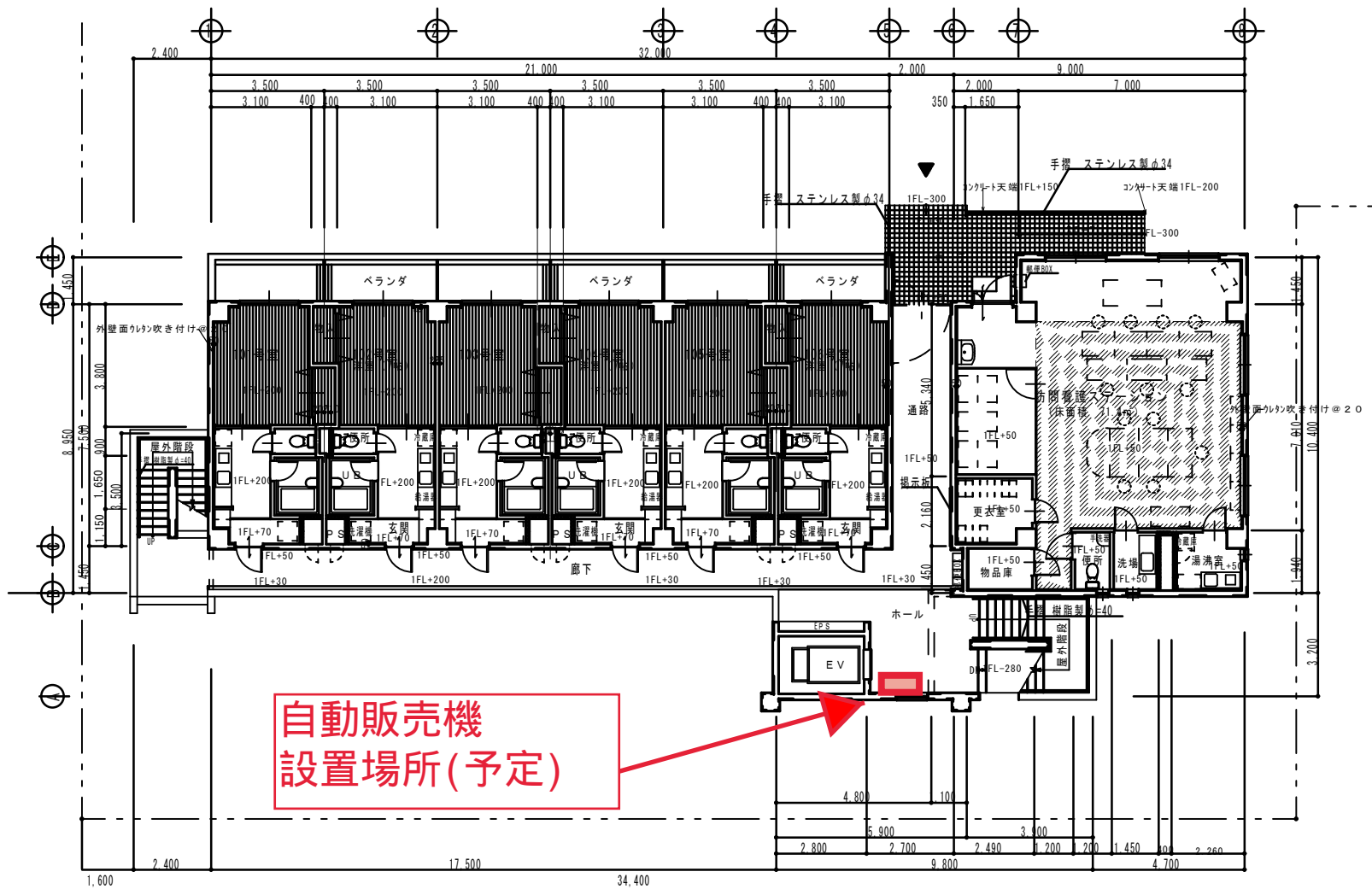
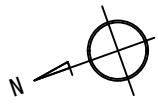




自動販売機  
設置場所(予定)



履歴	制作日	業務名称	業務契約コード	図面番号
version_090527	ファイル名	赤穂市民病院増築外工事	106458-02	A-改31
		図面名称	縮尺	
		7階平面図(改修後)	1:200 (A1) 1:400 (A3)	



自動販売機  
設置場所(予定)

1階平面図 1/100

附記: _____ _____ _____	測量 年月日 _____ 設計 年月日 _____ 審査 年月日 _____	管理建築士 一級建築士 №10882 担当者	設計 № _____ 縮尺 1/100	名称 <b>市民病院研修医宿舎新築工事</b> 図面名 <b>1階平面図</b>	図面 № _____ 枚の内
--------------------------------	---	------------------------------	------------------------------	---	----------------------